

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年10月25日
事業者の氏名又は名称	平和タクシー株式会社(法人番号5480002003964)(代表者 山川和秋)
事業者の所在地	徳島県徳島市佐古六番町4-26
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市佐古六番町4-26
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(72日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和元年5月23日及び同年6月6日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(運輸規則第21条第5項)  (2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項)  (3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)  (4)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(運輸規則第38条第2項)  (5)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)  (6)要件を満たさない者が運行管理者の業務の補助者として点呼を行っていたこと(運輸規則第47条の9第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	7点
違反点数(事業者)	7点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和元年10月30日
事業者の氏名又は名称	小豆島交通株式会社(法人番号1470001012161)(代表者 木村尚和)
事業者の所在地	香川県小豆郡土庄町甲5873-10
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県小豆郡土庄町甲5873-10
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第94条第1項
違反行為の概要	<p>令和元年8月8日、旅客自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、9件の違反が確認された。</p> <p>(1)旅客に対する公平かつ懇切な取扱いに反して対応が不適切であったこと(運輸規則第2条第2項)  (2)運転者に対する点呼が確実になされていないこと(運輸規則第24条第1項、第2項)  (3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)  (4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)  (5)高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(運輸規則第38条第2項)  (6)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(運輸規則第38条第2項)  (7)指導主任者による指導の記録が確実になされていないこと(運輸規則第38条第2項)  (8)整備管理者の解任の届け出をしていなかったこと(道路運送車両法第52条)  (9)事業報告書の提出をしていなかったこと(道路運送法第94条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「運輸規則」とは旅客自動車運送事業運輸規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。